



会員動向調査業務委託契約書

上記を行う事にあたり、委託又は受託する事について



高 松 大 学 同 窓 会 を甲とし

小 野 高 速 印 刷 株 式 会 社 を乙とし

双方において次のことを契約する。

令和 6 年 6 月 1 日

甲

高 松 大 学 同 窓 会

会 長 塚 本 忠 男



香川県高松市春日町 960 番地

電話 087 (841) 3255 番

乙

小 野 高 速 印 刷 株 式 会 社

代表取締役社長 鶴 田 秀 明



姫 路・兵庫県姫路市平野町 62

電話 079 (281) 0008 番

大 分・大分県大分市松原町 2-1-6

電話 097 (558) 3444 番



〔業務委託事項〕

第 1 条 （業務内容）

（1）会員の動向調査

甲は乙から見積書の提出に沿って、乙へ会員の動向調査を委託する。詳細については乙の見積に準ずるものとし、見積以外の調査については甲乙検討の上決定する。

（2）会員情報の維持・管理

データメンテナンス（新卒生の入力及び会員の住所修正など）及びデータ管理は、上記（1）の条件上で、乙が行い、動向調査終了後は甲へ全データ返却するものとする。

（3）その他同窓会活動に関する業務

会報はじめ、総会や各支部会の案内印刷・発送。会費の入金管理など必要に応じて乙は見積書を提出し、甲乙双方で協議し執り行うものとする。

第 2 条 （契約期間及びデータ管理）

契約期間は、契約内容に変更が無い限り自動継続するものとする。

変更が生じた場合は、双方協議の上、再契約を執り行なうものとする。

第 3 条 （調査期間及び支払金額及び支払期限）

見積り書に沿って乙は請求書を甲へ提出し、精算する。支払期限については、調査完了を令和6年9月とし、完了後1ヶ月以内に甲が乙に払い込むものとする。また、添付以外の業務に関する支払いについては、その都度乙は甲へ見積書を提出し、精算する。

〔個人情報取扱特記事項〕

第 4 条 （ 基本的事項 ）

両者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

第 5 条 （収集の制限）

両者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

第 6 条 （目的外利用・提供の制限）

両者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外に使用してはならない。

第 7 条 （漏えい、滅失及び毀損の防止）

両者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 8 条 （消去）

両者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに消去しなければならない。

第 9 条 （秘密の保持）

両者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に知らせはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第 10 条 （複写又は複製の禁止）

乙は、甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、この契約の事務を処理する以外に、複写又は複製してはならない。

第 11 条 （事務従事者への周知）

両者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

第 12 条 （再委託の禁止）

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第 13 条 （継続管理）

乙は、次回業務までの個人情報のメンテナンス及び管理を行い、甲からの指示に限り個人情報を取り扱うことができる。その費用については、甲乙双方で協議し執り行うものとする。

第 14 条 （立入調査）

甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

第 15 条 （事故発生時における報告）

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第 16 条 （その他）

本契約に定めなき事項、又は本契約各条項に疑義が生じた場合は、双方信義誠実の精神に則り、協議・解決を図るものとする。

以上、この締結の証として、同文 2 通を作成し、双方記名捺印の上、各 1 通を保有するものとする。